

## 特定個人情報保護評価の一定期間経過後の評価の再実施について

### 1 再実施の概要

- 国の個人情報保護委員会の規則及び指針により、地方公共団体は特定個人情報保護評価（以下「評価」という。）を実施してから5年を経過する前に、評価を再実施するよう努めるものとされている。
- これを受けて本県では、神奈川県特定個人情報評価実施要綱（以下「要綱」という。）を定め、その中で5年毎に評価を再実施することとした。（要綱第12条）

### 2 再実施の手続き

- 再実施に当たっての手続きは次表のとおりである。（要綱第12条）

事務の対象人数	30万人以上	10万人以上 30万人未満		1万人以上 10万人未満		千人以上 1万人未満	
個人番号の取扱者数	/	500人以上	500人未満	500人以上	500人未満	/	/
過去1年の重大事故	/	/	有 無	/	有 無	/	/
作成する評価書	全項目評価書(※1)			重点項目評価書(※1)		基礎項目評価書	
県民意見の聴取	必須			重要な変更(※2)がある場合のみ必須		—	
審議会	重要な変更(※2)がある場合			報告		報告	
	諮問						
	重要な変更(※2)がない場合						
	報告						

(※1) 基礎項目評価書については共通して作成する。

(※2) 特定個人情報保護評価指針（個人情報保護委員会）第6 2(2)に規定

### 3 各年度の実施状況について

- 昨年度の実施状況については、評価書番号1、2、20の3つの評価書について、前回の評価から一定期間を経過したことに伴う評価の再実施を行い、また、評価書番号24の療育手帳の交付に関する事務において、新たに特定個人情報を取り扱うことに伴い、評価を実施した。（資料1-2参照）
- 今年度の実施状況については、令和4年4月30日時点（要綱で定める日）で、直近の評価書公表の日から4年を経過する事務がないため、評価の再実施はない。  
なお、来年度、再実施の案件は7件ある予定となっている。

## 特定個人情報保護評価指針（抜粋）

## 第6 2

## (2) 重要な変更

特定個人情報ファイルに対する重要な変更（規則第11条に規定する特定個人情報の漏えいその他の事態の発生危険性及び影響が大きい変更として指針で定めるもの）とは、重点項目評価書又は全項目評価書の記載項目のうちこの指針の別表に定めるものについての変更とする。ただし、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更又は当該リスクを明らかに軽減させる変更は、重要な変更には当たらないものとする。

## 別表

(第6の2(2)関係)

特定個人情報保護評価書の名称	重要な変更の対象である記載項目
1 重点項目評価書	1 個人番号の利用 2 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 3 特定個人情報ファイルの種類 4 特定個人情報ファイルの対象となる本人の範囲 5 特定個人情報ファイルに記録される主な項目 6 特定個人情報の入手元 7 特定個人情報の使用目的 8 特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無 9 特定個人情報ファイルの取扱いの再委託の有無 10 特定個人情報の保管場所 11 リスク対策（重大事故の発生を除く。）
2 全項目評価書	1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容 2 個人番号の利用 3 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 4 特定個人情報ファイルの種類 5 特定個人情報ファイルの対象となる本人の範囲 6 特定個人情報ファイルに記録される主な項目 7 特定個人情報の入手元 8 特定個人情報の使用目的 9 特定個人情報の使用部署 10 特定個人情報の使用方法 11 特定個人情報の突合 12 特定個人情報の統計分析 13 特定個人情報の使用による個人の権利利益に影響を与え得る決定 14 特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無 15 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの対象となる本人の範囲 16 特定個人情報ファイルの取扱いの再委託の有無 17 特定個人情報の保管場所 18 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（重大事故の発生を除く。） 19 その他のリスク対策

## 神奈川県 特定個人情報保護評価 実施要綱（抜粋）

（5年毎の再評価）

第12条 番号利用所属の長は、5年毎に特定個人情報保護評価を改めて実施するものとする。

2 前項に規定する再評価を実施するため、番号利用所属の長は直近の評価書公表の日から4年を経過した後の最初の4月30日までに情報公開広聴課長へ基礎項目評価書を提出するものとする。

3 第1項の規定に基づき新たに作成する評価書が従前の評価書と同種であり、かつ、従前の評価書と比較して指針第6-2(2)に規定する「重要な変更」に相当する相違点がない場合には、重点項目評価の再実施に当たっては第6条の規定を適用しないこととし、当該評価書については情報公開広聴課長が審議会に報告を行うものとする。

また、全項目評価の再実施に当たっては、番号利用所属の長は県民意見聴取後の評価書について審議会に報告し、同審議会の意見を聴くものとする。

4 第1項の規定に基づき新たに作成する評価書が前項の規定に該当しない場合には、本要綱に定める原則どおりに手続を実施（※）するものとする。

（※）

（第三者点検等）

## 第7条

3 情報公開広聴課長は、基礎項目評価書（様式2）について審議会に報告するものとする。